

宗像大社所蔵「河野家文書」の紹介

津江 聡実

宗像大社所蔵「河野家文書」は、平成四（一九九二）年、佐藤千里氏より宗像大社へ奉納された。総点数は四十三点（史料番号十二番は欠番）である。奉納時の目録には「宗像神社旧文書河野家分」、「河野家所蔵文書（宗像神社古文書その二）」という史料名が記録されている。史料名からは、宗像神社の所蔵する古記録類の中で河野家が関わったものを河野家所蔵文書と区分し、二甲斐河野家（越智家）当家の所蔵となっていたという経緯がうかがえる。寄贈者の父・佐藤市五郎氏は大正、昭和期に中津宮と沖津宮の現地管理に携わっており、その関係から後に息子である千里氏から宗像大社へ奉納されている。

河野家は中世以降大島に居住した神職の一族で、沖津宮に勤仕した一族を一甲斐河野家、中津宮に勤仕した一族を二甲斐河野家という。「応安神事次第」中に「甲斐近弘」という神職の名前が見え、この人物から後に一甲斐家、二甲斐家という両家に分かれたものかと考えられているが、他に関連史料もなく判然としない。史料に「一甲斐」とされる人物は、古くは天正十三（一五八五）年成立の「宗像宮御庁着座次第」に見える「一甲斐河野助五郎安通」、「二甲斐」は天文二十二（一五五三）年の「同宮（大島第二宮）年中御供ノ次第」に見える「二ノ甲斐河野吉通」である。以上に挙げた史料はすべて『宗像大社文書』に収録されており、また両家に関し

てこれまでの研究成果は『宗像神社史』下巻（以下『神社史』と表記）にまとめられているので、ご参照いただきたい。

「河野家文書」に含まれる史料はほとんどが書冊で、史料には原本の上一枚紙の表紙がつけられ、そこに史料名と号数が記されている。今回の目録は、基本的にこの史料名と号数に従い作成した。この号数は宗像大社に奉納される以前に各史料につけられたもので、いつ頃つけられたものは分からない。表紙の筆跡は複数確認でき、また表紙はほとんどが無地の紙を用いているが、一部に昭和期の印刷物の裏紙が用いられるなど、定期的に表紙の付け替えなどの整理がなされていたことがうかがえる。表紙に書かれた史料名は、元の史料に表題があれば基本的にその通りに書かれており、無いものには「諸記録」などと仮題が付されている。また現在欠番となっている史料番号十二番の史料は、奉納時には既に失われていた。

史料は江戸後期から明治時代にかけてのものが中心で、口上覚や日記類、祈祷の記録などの古記録が主になる。沖津宮や中津宮に関する記録はもちろん、福岡藩歴代藩主の奉納の記録や、天気快晴や市中疫病退散の祈祷の記録なども含まれ、当時の一甲斐河野家、二甲斐河野家の活動を知ることができる。また二甲斐河野家の社職相続問題からは、両家の関係もうかがえる。調査中、興味をひかれた点であるので、簡単に紹介したい。

二甲斐河野家の通頼ははじめ齋といい、文化八（二八一）年十二月二十日に生まれ、同十一年に中津宮の社職を継いだ（『神社史』五三一頁。ただし、史料目録 B17-1 には相続当時齋は「六歳」と見える）。幼年の齋の相続には寺社奉行も難色を示し、他の親族を推薦するよう求めたが、交渉に当たった河野遠江頭は、沖津宮・中津宮は「他家より相務め申す儀、相成り難き御社格」（B17-1）であることを理由に、二甲斐河野家の齋以外に相続にふさわしい人間はいないとして、数回に渡り相続の許可を願っている。齋の相続は、しばらく重要な神事は遠江頭が勤めることを条件にして認められた。この遠江頭は、祖父は一甲斐河野通秀、叔父は二甲斐河野通房（齋の父、通秀の次男）と「河野家文書」中の史料に見える。つまり遠江頭は、通秀の長男・通照の子である一甲斐河野通次であろう。通照は幼少の頃から通秀の兄・通時の養子となっており、通時から沖津宮の社職を相続した（宗像大社所蔵「家記録」）。通次は通照から社職を継いでいる。

この通次も、齋の父・通房が存命の頃は通房と二人で様々な神事の齋行に勤めていた。このような前例に則り、二甲斐河野家の齋の社職相続の際も、一甲斐河野家の通次が補佐役となったのかもしれない。一甲斐河野家と二甲斐河野家は共に沖津宮、中津宮に奉仕する特別な社家と自任し、相互に補助しながら活動していたと考えられる。

以上、簡単に史料の一部の内容に触れたが、今回はあくまで目録の形で史料を紹介することを目標にしている。詳細な検討は他の大社所蔵河野家関係史料と相互に参照しながらの検討が望ましく、今後の課題としたい。

「河野家文書」は一部『宗像神社史』にも参照、引用されているが、寄贈当時に作成された目録は公開されることなく今日に至っており、当史料が十分に研究に活用されてきたとは言いがたい。当史料は近世後期から近代にかけての沖津宮と中津宮、そしてそこに奉仕する一甲斐河野家、二甲斐河野家の活動を記した史料であり、関連研究の発展に寄与できるものと考え、今回その概要を紹介する。奉納当時の目録は各史料名のみを記したものであったが、今回は古記録類の中に納められた各文書類にも枝番号を付け、できるだけ詳細に史料の内容が目に触れるように作成した。今後の研究の一助となれば幸いである。

（宗像大社神宝館学芸員）

史料番号	題	年	西暦	月	日	作成者(差出人)	宛名	内容	形態	法量(縦×横, cm)	紙数	備考
B1	口上之覚								書紙綴	24.7×17.7	19	
B1-1	口上之覚	(明治5?)申	1872	2		河野通信	庶務課	大島漁民の澳嶋での漁に関する出願書について。	書紙綴		2	
B1-2	[書紙綴]								書紙綴		12	
B1-2-1	奉願口上之覚	(慶応元年丑)	1865	(9月)				沖ノ島での漁に関する沖ノ島掛り大宮司への初穂料について。	書紙綴			「大島浦漁人共より願書之写、総抜書」
B1-2-2	証札	慶応元年丑	1865	9月		神吉三兵衛、井手勤兵衛	河野伊豆守(通信)	大島漁民に対し沖ノ島での漁事心得を発したことの証明書。	書紙綴			
B1-2-3	別紙之写	慶応元年丑	1865	9月		三兵衛、勤兵衛	大島浦庄屋、船頭、漁人中	沖ノ島漁事心得。	書紙綴			
B1-3	奉願口上之覚	明治5年申	1872	2月		大島浦漁人総代佐藤平五郎ほか	河野信濃頭(通貫)	大島漁民への沖ノ島漁に関する初穂の負担増についての訴え。	書紙綴		5	端「大島浦漁人共より願書之写」
B2	神祇殿門井左右之塀修理願出候控書	寅		3月				神祇殿門と左右の塀の修理について。	縦	24.8×15.7	9	別紙表紙「口上之覚」。
B3	口上之覚								綴	25.6×15.7	22	
B3-1	(書状)			7月	14日	河野伊豆守(通信)	小笠原新・奥山小十郎	祈禱執行に関する初穂料について。	縦紙		1	
B3-2	[縦帳]								縦帳		10	
B3-2-1	口上之覚	文化14年丑	1817	12月	20日	河野遠江頭(通次)	井手勤七・小南基三郎・宮本吉之丞	御遷居(沖嶋御嶽宮か)の頼銀百十疋の請取について等。	縦帳			
B3-2-2	口上之覚			4月		河野遠江頭(通次)	井手勤七・小南基三郎	河野齋服忌により沖津宮、中津宮の社役を立てていたが、復帰することについて。	縦帳			折紙の写。
B3-2-3	口上之覚	(文化8力)未	1811	9月		河野若狭之進(通秀)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	御上総目の御礼(藩主交代時の儀式)について	縦帳			
B3-2-4	口上之覚	(文化8力)未	1811	9月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	御上総目のお祓守の献上について。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B3-2-5	口上之覚	(文化8力)未	1811	9月		河野若狭之進(通秀)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	御上総目の御礼のため出福すべきも、正五九月大島沖津宮遷拜所での御祈禱のため行くことができないことについて。	縦帳			
B3-2-6	口上之覚	(文化8力)未	1811	9月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	遠江頭不快につき、出福できないことについて。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B3-2-7	口上之覚	(文化8力)未	1811	9月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	御殿替りの御祈禱の御金蔵からの銀子の支出について。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B3-2-8	奉願口上之覚	(文化8力)未	1811	5月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	沖ノ島の波戸口の石垣などに大風波で損害が出たため、修理について願ひ上げるもの。正三位・荒船の末社も雁木坂(階段)の通路が被災し、修繕を嘆願。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B3-2-9	指出之事	文化8年未	1811	6月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	五月から八月にかけての修理の申請(沖ノ島波戸口・地行石垣・正三位荒船末社雁木坂・御本社鳥居迄雁木坂・御本社渡殿板・大島沖津宮遷拜所石垣)。当年は御普請付藤田茂作が渡海して波戸口のみ修理。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B3-2-10	口上之覚横折	文化13年子	1816	正月		河野遠江頭(通次)	井手勤七・小南基三郎	祖父河野若狭之進の喪に服する河野遠江頭と河野齋のため、今村和泉に社役代を申しつけることについて。	縦帳			
B3-2-11	(証拠)	文化13年子	1816	正月		河野遠江頭(通次)	木村左内・井戸清左衛門	沖津宮での御殿替りの御祈禱と大島沖津宮御遷拜所でお務めに対する入切銀のための証拠。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「息中につき今村和泉代判」
B3-2-12	口上之覚	文化13年	1816	2月		河野遠江頭(通次)	井手勤七・小南基三郎	河野齋の宗旨改めについて。	縦帳			
B3-2-13	(例文)							大島中津宮御普請についての遷座料銀の受け取り証書の案文(文例)。	縦帳			
B3-3	口上之覚	(明治3年)午	1870	4月		河野通徳・河野通信	司祭局主事様	御奉幣祭の再興にあたり、神祇官へ古例について報告するもの。三社格として取り扱うように要請。	縦帳		7	
B3-4	口上之覚	(明治4年?)未	1871	2月			社寺御掛	お宮のために自分たちで支出している内容についての報告(遷拜所・岩津丸・神祇殿・玉垣・切石・遷拜所付の御供屋・沖ノ島の御番人及び御■(呼か)之用心木屋)。岩津丸という神祭のための船の修理については、五ヶ年毎に宗像の浦々で作り替えていたが、藩(上)から遣替してもらったこともあった。	縦帳		4	
B4	口上之覚								縦帳	25.6×18.7	79	
B4-1	(縦帳)								縦帳		55	
B4-1-1	(内容目録)							B4-1の冒頭に記された内容目録。	縦帳			
B4-1-2	(証拠)	寛政9年	1797	正月		河野右門(通照)		大島沖津宮遷拜所での御殿替りの御祈禱に対する入切銀の受け取り証拠。	縦帳			
B4-1-3	(証拠)	寛政8年辰	1796	9月		河野右門(通照)		同上。	縦帳			
B4-1-4	口上之覚	寛政8年辰	1796	2月		河野右門(通照)	森六蔵、四宮基大夫	延享4年(1747)からの正五九月の沖津宮での祈禱について、武運長久・国家安全のお守りを願っていることを報告。	縦帳			「右門」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B4-1-5	奉願口上之覚	寛政7年卯	1795	11月		河野右門(通照)	森六蔵、四宮基大夫	出福の際の宿継ぎ人馬について。御神具を持ち運ぶことも想定。	縦帳			「右門」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B4-1-6	河野勝馬家格覚書							大宮司を号しないなど、四つの禁止事項について。	縦帳			
B4-1-7	奉願口上之覚	寅		2月	5日	河野若狭進(通秀)	寺社奉行名留■	沖津宮へ御寄付の品ならびに御神具を納めるために渡海する船の用意を願う。寄附の品々と神具を積む「いさば船」一艘と、お備えの御魚を釣るための漁船を一艘。	縦帳			
B4-1-8	奉御伺口上之覚	丑		3月		河野若狭進(通秀)		沖津宮へ国中から神納する御供米20俵について、福岡からの殺留めの例外とすることについて。	縦帳			
B4-1-9	奉御伺口上之覚	卯		11月		河野右門(通照)	森六蔵、四宮基大夫	代替わり後のお札守りを差し上げることについて。	縦帳			「右門」に「年若二付河野若狭進代判」
B4-1-10	(書状)	寛政4年子	1792	12月		河野右門(通照)	三好甚左衛門、森半兵衛	沖津宮御末社正三位社荒船宮の御普請に伴う遷座のための船の用意を依頼するもの。	縦帳			「右門」に「年若二付河野若狭進代判」
B4-1-11	奉願口上之覚	とら		5月		河野右門(通照)	森半兵衛、宮川次郎左衛門	中津宮社人河野勝馬のための拝借銀について。	縦帳			「右門」に「年若二付河野若狭進代判」

B4-1-12	(控)	寛政6年寅	1794	2月	後見河野若狭進(通秀)、河野右門(通照)、河野勝馬		宗像郡江口浜の沖津宮御遷座所の御用お手宛道具の控。「於神湊江中津宮」も同じ。	縦帳		
B4-1-13	口上之覚	寛政8年辰	1796	5月	河野若狭進(通秀)	四宮甚大夫、森六蔵	沖島藩宅の船賃借について、高額のたため賃借が叶わない旨の報告。	縦帳		
B4-1-14	(証拠)	寛政6年寅	1794	6月	河野右門(通照)	森惣左衛門、大森善左衛門	拝借の金小判十三兩などの請け取り証拠。	縦帳		「右門」に「年若二付河野若狭進代判」
B4-1-15	(証拠)	寛政8年辰	1796	12月	河野右門(通照)	堤草左衛門、平野忠次郎	沖津宮遷座所の門松の受け渡しについての証拠二通。	縦帳		
B4-1-16	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月9日	河野右門(通照)	森六蔵、居鈴兵左衛門	沖津宮御供新について、当年九月から来年五月までの分の請け取りについての証拠。	縦帳		宛名、「四宮甚大夫殿」、「木山安平殿」を消す。
B4-1-17	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野右門(通照)	「但御勘定名当之」	寛政八年分沖津宮社領所替え、ならびに河野右衛門丞知行・宗像郡吉留村の物成米、大豆の請け取りについての証拠。	縦帳		
B4-1-18	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野右門(通照)	「御勘定奉行当名吉留村二同シ」	寛政八年分沖津宮社領所替え、ならびに河野右衛門丞知行・宗像郡武丸村の物成米、大豆の請け取りについての証拠。	縦帳		
B4-1-19	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野右門(通照)		当年九月より来年八月までの沖津宮下社人へ下米について、御代官米をもって請け取りの証拠。	縦帳		
B4-1-20	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野勝馬		大嶋中津宮寄附米につき、当年分の半分を御代官米より請け取りの証拠。	縦帳		「河野勝馬」に「年若二付若狭進代判」
B4-1-21	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野勝馬		当年分の大嶋中津宮の御祭礼新米について、御代官米をもって請け取りの証拠。	縦帳		「河野勝馬」に「年若二付若狭進代判」
B4-1-22	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野勝馬		当年九月から来年八月までの大嶋御嶽宮の寄附米について、御代官米をもって請け取りの証拠。	縦帳		「河野勝馬」に「年若二付若狭進代判」
B4-1-23	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野勝馬		当年九月から来年八月までの大嶋御嶽宮の御祭礼新米について、御代官米をもって請け取りの証拠。	縦帳		「河野勝馬」に「年若二付若狭進代判」
B4-1-24	(書状)	寛政8年辰	1796	12月	河野右門(通照)	■井仁左衛門、富永群左衛門	当年十一月朔日の米の請け取りについて、改めて受け取り証拠五枚を確認する。	縦帳		
B4-1-25	指出之事	寛政8年辰	1796	9月	河野右門(通照)	森六蔵、四宮甚大夫	証書の内容について把握した旨。	縦帳		
B4-1-26	差出之事	寛政11年	1799	正月	河野長門守(通照)	森六蔵、木山甚平	配下に九十歳・百歳の人物はいない旨の届け出。	縦帳		
B4-1-27	口上之覚	辰(寛政8年カ)	1796	9月16日	河野右門(通照)	森六蔵、四宮甚大夫	十二月六日、中津宮への太刀の奉納について。	縦帳		
B4-1-28	御触状通書						御触書の大嶋支配社家中の受け取りについてなどの覚え書き。	縦帳		
B4-1-29	口上之覚	己		11月	河野右門(通照)	森六蔵、四宮甚大夫	眼病治癒につき、河野が社役に復帰する旨。	縦帳		
B4-1-30	(証拠)	寛政4年	1792	9月	河野右門(通照)	(奉行奥次、但蔵奉行名当殿書之)	沖津宮末社正三位宮・荒船宮の上下御遷座につき新米受け取りの証拠。	縦帳		
B4-1-31	口上之覚	午(寛政10年)	1798	5月	河野長門守(通照)		上京のため代理に任せていた沖津宮社役について、四日に帰国のため復帰する旨。	縦帳		
B4-1-32	束帯附指之事	寛政10年	1798	9月13日	河野長門守(通照)		束帯の着方について。図あり。	縦帳		
B4-1-33	(党書)						金子十九兩二歩を吉田に納めた旨党書。	縦帳		
B4-1-34	(党書)						吉田、本所での御見について。	縦帳		
B4-1-35	(党書)						九月十三日の上京と儀式についての党書。	縦帳		
B4-1-36	口上之覚	午		11月	河野長門守(通照)		来年頭の御祝儀のため、御館へ向かう旨。	縦帳		
B4-1-37	(党書)	(寛政8年)	1796		河野若狭進(通秀)、河野右門(通照)		信濃守(通時)後の後見人について。	縦帳		「寛政八年辰ノ年二相改ル」
B4-1-38	口上之覚	未		3月	河野長門守(通照)		神明寺の大嶋への御遷座について。	縦帳		
B4-1-39	(党書)						神明寺遷座について必要な品を書き上げ、経緯を記す。	縦帳		
B4-1-40	(党書)	午		9月9日	河野長門守(通照)		九月の祈禱等に必要な品を書き上げる。	縦帳		
B4-1-41	口上之覚	午		正月	河野右門(通照)		官位のため上京の間若狭進に沖津宮の留守を任せる予定だったが、眼病のため今村清記を代理とする。	縦帳		
B4-1-42	口上之覚	午		正月	河野右門(通照)		二月上旬の上京の許可のため、吉田御家老への添触を願う。	縦帳		
B4-1-43	口上之覚	午		正月	河野右門(通照)	森六蔵	二月の上京で定める官位について、上京前にあらかじめ和泉守・長門守・豊前守・因幡守・安芸守の中から圍で候補を決めることについての伺い。	縦帳		
B4-1-44	(書状)			11月朔日	奉行所	右門(河野通照)	御寝所の沖津宮御守について。	縦帳		
B4-1-45	(書状)			11月朔日			御寝所の沖津宮御守について。	縦帳		
B4-1-46	(書状)	巳		3月	河野長門守(通照)		御寝所の御守の取り扱いについて。	縦帳		
B4-1-47	(書状)	寛政11年	1799	8月19日			御守の引取について。	縦帳		
B4-1-48	口上之覚	巳		12月	河野右門(通照)		上京のため拝借した銀子の返済について。	縦帳		
B4-1-49	口上之覚	辰		5月	河野右門(通照)	森六蔵、四宮甚大夫	河野若狭進出福の際、人足三人と伝馬一匹を渡すよう仰せ付けのこと。	縦帳		
B4-1-50	口上之覚	巳		2月15日	河野右門(通照)		臨時の呼び出しによる出福のため、人足三人と伝馬一匹を渡すよう仰せ付けのこと。	縦帳		
B4-1-51	(証拠)	寛政11年未	1799	8月	河野長門守(通照)		臨時の呼び出しによる出福のため、人足三人と伝馬一匹を渡すよう仰せ付けの証拠。	縦帳		
B4-1-52	奉願口上之覚	寅		5月	河野若狭進(通秀)	森六蔵、宮川孫右衛門	旅宿が大破し不便のため、借宅のための援助を求める。要求は後に差し返しになり、経緯の確認のため記録するとある。	縦帳		
B4-1-53	奉願口上之覚	寛政9年巳	1797	4月	河野右門(通照)	森六蔵、四宮甚大夫	河野右門の沖津宮社務職相続の際、官位を得るための上京の資金について拝借を願い出る。	縦帳		
B4-1-54	(借状)	寛政9年巳	1797	4月	河野右門(通照)	(奉行衆当)	上京のため願い出た銀子の借状控え。	縦帳		
B4-1-55	(借状)						上京のため願い出た銀子の請取額の控え。	縦帳		

B4-1-56	(証拠)	寛政9年巳	1797	11月			(金奉行名当)	上京のため願ひ出た銀子の返済についての証拠。	縦帳			
B4-1-57	(請取状)	寛政9年巳	1797	5月		河野右門(通照)	森忠右門、大森善右門	上京の際の借銀請取のこと。	縦帳			
B4-1-58	覚	巳(寛政9年)	1797	8月				河野信濃守の上京の際、博多津中、惣郡中、宗像郡中より出された銀子の覚え。	縦帳			
B4-1-59	(書状)			10月	28日			署中見舞い。木山安平からの書状の控えと、返信の控え。	縦帳			
B4-1-60	沖津宮御備諸品入用之覚			12月		河野長門守(通照)	横江九大夫	諸品控え。河野長門守の不調のため例年十二月下旬の渡海が叶わず、名代に正月の作業を依頼する。	縦帳			
B4-1-61	(書状)	申		正月				支配社人中に九十歳、百歳の者がいないことを報告。	縦帳			
B4-1-62	奉願口上之覚	申		8月				殿様へ旅中安全の御守をさしあげることにしているの伺い。	縦帳			
B4-1-63	(口上覚)	寛政11年申	1799	8月	17日			殿様御寝所の御札守について。	縦帳			文書全体が上から「×」で消してある。(寛政11年は未年)
B4-1-64	(覚書)							八月十八日の臨時人足について役所へ願ひ出る。	縦帳			
B4-1-65	(覚書)	寛政12年申	1800	10月	6日			沖津宮御札御守について、御居間より返納され、沖津宮御神前に納める。	縦帳			
B4-1-66	口上之覚	申(寛政12年)	1800	6月		河野長門守(通照)		沖津宮五社の末社の営繕について。	縦帳			
B4-1-67	(証拠)	寛政12年申	1800	6月		河野長門守(通照)	四宮左衛門、今田権平、小河織記、永井修	沖津宮五社の末社の営繕につき、遷座のため受け取った新米の証拠。	縦帳			
B4-1-68	(口上覚)	寛政12年申	1800	6月		河野長門守(通照)	森六蔵殿、木山安平殿	沖津宮五社の末社について、遷座の執行のため沖嶋へ渡海する船・漁船を書き出し、渡航の許可を願う。	縦帳			
B4-1-69	(口上覚)	寛政12年申	1800	6月		河野長門守(通照)	(寺社奉行)	沖津宮五社の末社について、遷座の執行のため沖嶋へ渡海する船・漁船を書き出し、渡航の許可を願う。	縦帳			
B4-1-70	(口上覚)	申	1800	8月		河野長門守(通照)	森六蔵	お清め(祈禱)のことについての相談。	縦帳			
B4-1-71	(覚書)	寛政年間						寛政十一年の事柄についての覚え書き。下部破損。	縦帳			
B4-2	[縦帳]								縦帳			24
B4-2-1	安政六年未五月寺社奉行より左之御書付被相渡控	安政6年未	1859	5月				妻作のため天気快晴の祈禱を箱崎・宰府・宝満・雷山・田嶋・沖嶋・桜井の七社に命じる。	縦帳			
B4-2-2	奉行衆より御用札写	(安政6年)	1859	6月	晦日	濱兵大夫	河野伊豆守(通信)	祈禱のため銀三枚等の費用を神納する。	縦帳			
B4-2-3	御書付写	(安政6年)	1859	6月		町奉行		昨年の病氣流行を受け、今年も四民安全のための祈禱を箱崎・宰府・宝満・雷山・田嶋・沖嶋・桜井の七社に命じる。	縦帳			
B4-2-4	右返書	(安政6年)	1859	7月	2日	河野伊豆守(通信)	濱兵大夫	前号への返書。祈禱は三日に開白、五日に結願の予定。費用についても了解した旨。	縦帳			
B4-2-5	右御祈禱にて御代参御神日限奉行衆より申来之写	(安政6年)	1859	7月	5日	濱兵大夫	河野伊豆守(通信)	祈禱へ代参する小姓について神社へ連絡する。	縦帳			
B4-2-6	奉行衆より御用札写	(安政6年)	1859	7月	5日	濱兵大夫	河野伊豆守(通信)	祈禱のため銀子五枚を渡し、御供物は急いで用意し、納めることを連絡する。	縦帳			
B4-2-7	御達所書付写	(安政6年)	1859			町奉行		長浜に急病流行のため、祈禱を箱崎・宰府、沖嶋の三社に命じる。	縦帳			
B4-2-8	覚書写	(安政6年)	1859					中老諸士、足軽、家来などの人数を書き出し、一人につき御札守一枚と御洗米一包を記す。また「御小屋」百二十八軒の門口などに張り付けるための札守は一件につき一枚。	縦帳			
B4-2-9	返書写	(安政6年)	1859	7月	7日	河野伊豆守(通信)	濱兵大夫	五日の御用札への返書。祈禱は七日より二夜三日執行。また祈禱費用の受取等を報告する。	縦帳			
B4-2-10	右御祈禱結願之所御祈禱物送り共とて申添状控	(安政6年)	1859	7月	9日	河野(伊豆守・通信)	濱(兵大夫)	三日間の祈禱で差し出しの品を報告する。B4-2-8「覚書写」の記録内容と一致。	縦帳			
B4-2-11	御札仕立方	(安政6年)	1859					「大札」「切札」等に用いる紙の種類や切り方、札の書き方について。	縦帳			
B4-2-12	奉行衆より御用札写	(安政6年)	1859	7月	10日	家中	河野(伊豆守・通信)	七月に行った祈禱について、費用や供物の用意、代参者についての連絡。	縦帳			
B4-2-13	御書付控	(安政6年)	1859	7月	(11日)	町奉行、惣郡奉行、浦奉行		悪病流行のため、田嶋、大嶋、沖嶋を含む十五社に祈禱を命じる。	縦帳			
B4-2-14	返書写	(安政6年)	1859	7月	13日	河野(伊豆守・通信)	団一(■十郎)	十一日の御用札への返書。十五社の祈禱は二十一日より執行の予定を報告。	縦帳			
B4-2-15	右御祈禱にて開白に但状控	(安政6年)	1859	7月	21日	河野(伊豆守・通信)	団一(■十郎)	十五社の祈禱は二十一日開白、二十七日結願の予定を了解する。	縦帳			
B4-2-16	御用札写	(安政6年)	1859	7月	28日	団■十郎	河野(伊豆守・通信)、河野	十五社の御祈禱について、代参は二十八日に小姓・山田新三郎が勤めることを連絡。	縦帳			
B4-2-17	右返書	(安政6年)	1859	7月	20日	遠久	団一(■十郎)	小姓・山田新三郎の代参について了解。二十八日には新三郎へお話し、御守、御供えの献上が行われる。	縦帳			
B4-2-18	寺社役所より書翰之写	(安政6年)	1859	7月	12日	寺社役所	河野伊豆守(通信)	祈禱の件について、出福の要請。	縦帳			
B4-2-19	右返書控	(安政6年)	1859	7月	14日	河野(伊豆守・通信)	寺社御役所	祈禱の件について、祈禱は二十一日より開白予定と連絡、出福の了解。	縦帳			
B4-2-20	急病御祈禱追々被仰付候御祈禱額銀請取之儀申来之写	(安政6年)	1859	7月	20日	団■十郎	河野(伊豆守・通信)	急病祈禱の費用を渡す。	縦帳			
B4-2-21	右返書控	(安政6年)	1859	7月	23日	河野(伊豆守・通信)	団一(■十郎)	急病祈禱の依頼への返書。	縦帳			
B4-2-22	当市中御祈禱之儀に付役所掛合来之写	(安政6年)	1859	7月	23日	寺社役所	河野(伊豆守・通信)	市中急病退散の祈禱のため出福を要請。	縦帳			
B4-2-23	右返書控	(安政6年)	1859	7月	24日	河野(伊豆守・通信)	寺社御役所	市中急病退散の祈禱について了解。まだ出福はせず。	縦帳			
B4-2-24	当市中御祈禱之儀に付奉行衆掛合書之控	(安政6年)	1859					再度急病流行のため、早く出福するよう求める。後欠。	縦帳			後欠

B5	諸記録							雑多に史料が一括される。他史料から脱落した頁等を一括保存したものか。	綴	25.8×17.9	25.5	「奉納歌三首」(近代?)の一紙あり。紙が新しく、B5から脱落したなどの形跡はないため、関連は不明。
B5-1	〔堅帳一部〕								堅帳		4	
B5-1-1	神秘記録目録							祭礼等に関する項目の目録。	堅帳			
B5-1-2	御祭礼度々献供并万事心得方之事							沖崎の祭礼の準備や供物の扱いについての心得。	堅帳			後欠カ
B5-2	〔堅帳一部〕								堅帳		1	
B5-2-1	右御前に御守御供添御代参え引渡候事							覚書。家老中より祈祷の依頼。結願の証に塩川兵衛の名札を届ける。	堅帳			
B5-2-2	御祈禱物同人え引渡候事							覚書。御祈禱御供の引き渡し控。	堅帳			
B5-3	(書状控)		10月		「姓名」	庶務御懸		第一宮、第二宮、第三宮と末社の神饌についての報告。	罫紙		1	
B5-4	〔堅帳一部〕								堅帳		6	
B5-4-1	目録							石灯笼、金灯笼の一对について、神饌により石灯笼の奉納が決まる。	堅帳			目録の前に一文あり。前欠カ。
B5-4-2	「三月」目録		3月					神饌にて「子灯明」が望まれる。	堅帳			
B5-4-3	「三月」(記録)		3月					奉納の石灯笼の建立場所と経緯についての覚書。但書に十二、三才頃に奥父から聞いた話として経緯が記録される。	堅帳			後欠。
B5-4-4	「三月」(口上覚)		3月					沖津宮祭礼の執行について報告。	堅帳			前欠カ。
B5-4-5	覚							「一 銀預」。	堅帳			冒頭のみを写し。
B5-5	「祭典略」写					従五位下藤原朝臣宣隆 撰 正四位下賀茂縣主經春 閱		「祭典略」の写し。一部のみ。	罫紙綴		5	錯簡あり。
B5-6	〔堅帳一部〕								堅帳		5	
B5-6-1	(覚書)	午	9月		沖津宮神官河野通信			位階、造営に関する先例、家系や社人についてなど、宗像社に関する事柄の覚書。	堅帳			
B5-6-2	(覚書)							人数など、雑多に書き留める。	堅帳			
B5-7	〔堅帳一部〕								堅帳		3.5	
B5-7-1	口上覚		9月		河野若狭之進(通秀)	濱兵大夫、鈴木古十郎		沖津宮での祈祷の御奉物について。	堅帳			
B5-7-2	当市中御祈禱二つ奉行衆より掛合写并町方更持手附より書付写		9月	朔日	鈴木古十郎	河野若狭之進(通秀)		市中祈禱のため出福を求める。	堅帳			
B5-7-3	当処返書急刻付と■送出に相成候て町方更持手附より差出候書付写							博多での祈禱について。	堅帳			後欠
B6	各書状控								堅帳	25.1×18.7	43	
B6-1	木山平助書状		5月	朔日	木山平助	河野遠江守(通次)	(本文欠)		堅帳			前欠カ。日付、宛名の部分のみ。
B6-2	河野遠江守書状		5月	6日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	沖津宮、中津宮への代参について承知する。		堅帳			
B6-3	河野遠江守書状控		5月	6日	河野遠江守(通次)	河野出雲守(通正)	河野出雲守へ、代参の件について通達する。		堅帳			
B6-4	口上覚		5月		河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	沖津宮神祇殿の御供等について。		堅帳			
B6-5	書状控		5月	6日	河野遠江守(通次)	木山平助様、三好市大夫	B6-4の添状。上記再度願ひ出る。		堅帳			
B6-6	書状写		5月	10日	葦市大夫、山崎民八郎、都筑源一郎	河野遠江守(通次)	御構御用聞からの書状写し。大宮への書状について。		堅帳			
B6-7	大宮中の一対左之記							B6-6の書状の図。	堅帳			
B6-8	大宮への返書							返書の図。	堅帳			
B6-9	御構御用聞への返書控		5月	11日	河野遠江守(通次)	都筑源一郎、山崎民八郎、葦市大夫	返書差し出しの旨を報告。		堅帳			
B6-10	御米拝借之儀御記置有之候にて拝借申出候書状控		5月	11日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	米の拝借について。		堅帳			
B6-11	新御宮御祭礼に付可致書之処沖崎渡海日和海中にて下社家之者指出旨御構御用聞へ懸合二及書状控		5月	13日	河野遠江守(通次)	都筑源一郎、山崎民八郎、葦市大夫	新御宮御祭礼につき沖崎へ渡海の天候待ちの最中である旨を報告。		堅帳			
B6-12	五月十三日宗旨方役所より人高之儀懸合来候書状写		5月	13日	宗旨方役所	大嶋大宮司	社内人数目録の差し出しを求める。		堅帳			
B6-13	右返書控		5月	19日	河野遠江守(通次)	久野喜平、前田源八郎	B6-12への返書。人数二十人とその内訳を記す。		堅帳			
B6-14	五月十七日御触状写		5月	17日	三好市大夫、木山平助	河野遠江守(通次)	盗難に遭った際の対応について。		堅帳			
B6-15	御殿代り於御遙拜所御祈禱執行相務之儀にて当五月廿八日例之通致執行之旨申出候控		5月	29日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	沖津宮遙拜所での祈禱執行の報告。		堅帳			
B6-16	五月廿五日御触之写		5月	25日			紙の拝借についての触書。		堅帳			
B6-17	家来別之儀兼て申出置之処、五月廿八日寺社奉行より懸合来候書状写		5月	28日	三好市大夫、木山平助	河野遠江守(通次)	沖津宮神祇殿の御供について。		堅帳			
B6-18	寺社奉行より被相違候西役除御触書状之写						百姓の「面役」免除の条件について。		堅帳			
B6-19	右返書控		6月	3日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	B6-17への返書。沖津宮神祇殿の御供について。		堅帳			
B6-20	寺社方付直記頭殿野崎勇七江下社家之養子一件之儀覚書ヲ以同合控		6月	3日	河野遠江守(通次)	野崎勇七	下社家養子の社役相続等の取り扱いについての伺い。		堅帳			
B6-21	添状控		6月	3日	河野遠江守(通次)	野崎勇七	B6-20の添状。		堅帳			
B6-22	右返書写		6月	13日	野崎勇七	河野遠江守(通次)	B6-20への返書。別紙覚書の通りと指示する。		堅帳			
B6-23	宗旨帳曲之儀に付寺社奉行衆より懸合写		6月	朔日	三好市大夫、木山平助	河野遠江守(通次)	宗旨帳面を早々に役所へ差し出すように指示。		堅帳			
B6-24	子六月七日別衆御触之写	子	6月	3日	三好市大夫、木山平助	河野遠江守(通次)	「若様」ご逝去につき普請や鳴物の停止を命じる。		堅帳			
B6-25	右披見之上早々役等被可差返		6月	5日	三好市大夫、木山平助	河野遠江守(通次)	B6-24の触があり引揚のため、金銭は二十日までに銀倉へ差出すこと等。		堅帳			
B6-26	掛合一件之控		6月	6日	河野遠江守(通次)	河野出雲守(通正)	金毘羅社の新造について。		堅帳			
B6-27	六月朔日寺社奉行より指出之書状同四月相違返書控		6月	5日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	六月朔日に寺社奉行に宛てた宗旨帳面の修正を行う旨報告する。		堅帳			

B6-28	奉行被申出之書状控			6月	13日	河野遠江守(通次)	久野喜平、前田源八郎	先日提出した宗旨帳面の家内人数について、厄介の伯母一人の記載を忘れたため修正の許可を求める。	縦帳			
B6-29	寺社方へ増減帳指図候に付書状控			6月	10日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	寺社方へ人数の増減表を提出した旨報告する。	縦帳			
B6-30	子六月河野出雲守横折を以東之出嶋魚被頼社建書翰写							(本文欠)	縦帳			校文のみ。後欠。
B7	鈴屋翁略年譜	文政9丙戌年	1826	9月	29日			鈴屋翁略年譜の写。本文は序、世系、略年譜、後書を修めるが、後書は後欠。	縦帳	23.7×16.8	14	
B8	天気快晴麦作豊熟御祈禱の一件					河野遠江守通次		天保八年に執行された祈禱関連の書状写し、経緯の覚をまとめる。	縦帳	25.6×18.0	32	表紙「天保八酉年三月於選擇所天氣快晴順氣麥作豊熟致候様御郡奉行中頼二依而御祈禱執行之一件并後年再建之節心得覚書」「遠江守藤原通次記」
B8-1	今般於選擇所天氣快晴順氣麥作豊熟致候様御郡奉行中より頼に依て天保八酉年三月廿五日より同廿七日迄二夜三日之間御祈禱執行の一件	(天保8年)	1837	3月	20日	伊丹九郎左衛門	河野遠江守(通次)	沖津宮選擇所での天気快晴、麦作豊熟の祈禱を依頼する。	縦帳			
B8-2	右返書に候て宮繼を以差越候控	(天保8年)	1837	3月	22日	河野遠江守(通次)	伊丹九郎左衛門	祈禱依頼の経緯と承諾の旨。	縦帳			
B8-3	(書翰写)	(天保8年)	1837	3月	22日	木村市助、山田新三郎、平野権九郎、頭山伝、平野茂平	河野遠江守(通次)	郡奉行から宗像社へ祈禱の速やかな執行を依頼する。必要経費と初穂料三両を吉村久八、富永久米次郎を使者として渡す。	縦帳			
B8-4	(記録)	(天保8年)	1837	3月	23日	河野遠江守(通次)		祈禱について神聞により日程、費用、供物を決定したこと等を記す。祈禱に必要な諸品の目録、参詣した宗像郡内の庄屋の名前を含む。	縦帳			
B8-5	(口演控)	(天保8年)	1837	(3月)		河野遠江守(通次)	吉村久八、富永久米太郎	渡海の苦勞を勞り、祈禱の札守と鯛一匹をさしあげること。	縦帳			
B8-6	(書状控)	(天保8年)	1837	3月	28日	河野遠江守(通次)	花田源八	沖津宮御祈禱の札守と鯛二匹を用意するよう諭す。	縦帳			
B8-7	(書状控)	(天保8年)	1837	3月	28日	河野遠江守(通次)	惣代庄屋衆中	沖津宮御祈禱の札守と鯛二匹を用意するよう諭す。	縦帳			
B8-8	(書状控)	(天保8年)	1837	3月	28日	河野遠江守(通次)	平野茂平、頭山伝、平野権九郎、山田新三郎、木村市助	三月二十八日の経過と、二十五日からの祈禱の終了を報告する。	縦帳			
B8-9	翌廿九日御札守御洗米致出来候にて左之兩人え当テ田嶋村大庄屋所之送出候事	(天保8年)	1837	3月	29日	河野遠江守(通次)	吉村久八、富永久米次郎	二十九日に御札守、御洗米を吉村、富永兩人へさしあげる。	縦帳			
B8-10	田嶋村大庄屋え送り出候文面	(天保8年)	1837	3月	29日	河野遠江守(通次)	田嶋大庄屋花田源八	祈禱の御札守一箱を郡役所へ差し出すよう諭す。	縦帳			
B8-11	(上包文面)	(天保8年)	1837	(3月)		河野遠江守(通次)	両粕屋・宗像御郡役所	祈禱の御札守、御洗米など五通を箱に入れ、上包上書して納める。その文面。	縦帳			
B8-12	(案文写)	(天保8年)	1837	(3月)		河野遠江守(通次)	両粕屋・宗像御郡役所、両粕屋・宗像・遠賀・鞍手村々庄屋衆中	追記。今回の祈禱に際して糟屋郡・宗像郡・遠賀郡・鞍手郡の各庄屋に宛てた沖津宮神祇殿鳥居、左右門の修理再建を求めるための書状の案文五通。	縦帳			案文の署名に「沖津宮大宮司」とつくものあり。
B9	沖津宮御宝箸御神具帳	文化7年	1810	9月		河野遠江頭(通次)	四宮甚大夫、皆田藤七	福岡藩歴代藩主(黒田忠之、光之、綱政、継高、治之)からの奉納品の控え。	縦帳	24.8×18.6	7	
B10	禁裏御束帯具其他							禁裏における衣裳に関する資料。	縦帳	23.3×18.4	23	
B11	御讓位事・御即位事・御禊行幸事							故実書(一、御讓位事。二、御即位事。三、御禊行幸事。四、大嘗会事。)。 「右此事君後成恩寺殿所作也」	縦帳	27.3×19.4	35	
B12	(欠番)							—		x	x	
B13	御構一之御宮記録	安政4年	1857			一開通俊(河野通俊)		安政四年の御宮、御社地替の御祭札についての記録。	縦帳	24.9×16.4	51	
B14	嘉永二年酉十月書上控沖津宮記録	嘉永2年酉	1849	10月					縦帳	25.5×16.7	15	
B14-1	嘉永二年酉十月書上控沖津宮記録	嘉永2年酉	1849	10月				文化二年丑五月に執行された祈禱の願文等、古来よりの藩からの奉納品を記録。	縦帳		7	
B14-2	嘉永二年酉十月書上控沖津宮御奉納物控	嘉永2年酉	1849	10月				福岡藩歴代藩主(黒田忠之、光之、継高、治之、齋清(長順)、齋淳)からの奉納品の控え。	縦帳		8	
B15	沖津宮中津宮両社末社員数神聖目録	天明3年卯	1783	3月		河野信濃守(通時)		沖津宮、中津宮末社の目録。	縦帳	25.6×18.0	6	
B16	中臣祓暨土伝(シホツタへ)					紫陽 大里士言写		享保3年(1718)谷重遠(泰山)著の神道書の写し。	縦帳	26.7×19.2	14	巻末の朱印を切り取った跡がある。
B17	口上之覚								縦帳	25.7×18.5	8	
B17-1	奉願口上之覚	文化11年戌	1814	正月		河野遠江頭(通次)	奉行名当	二甲斐河野齋(通頼)の社職相続を願い出る。齋は幼年のため、遠江頭が補佐を務める。	縦帳			
B17-2	口上之覚	戌	1814	正月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎、小南甚三郎	二甲斐河野齋(通頼)の社職相続についての陳情。	縦帳			
B17-3	口上之覚	戌	1814	2月		(河野)遠江頭(通次)	奉行名当	沖津宮御祈禱御札の配札により神納の米について、大島への移送のため船の出航の許可を請う。	縦帳			
B17-4	(口上覚)	戌	1814	2月		(河野)遠江頭(通次)	当奉行名当	殿替り御祈禱の頼銀について。	縦帳			
B17-5	口上之覚	戌	1814	3月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎、小南甚三郎	齋(二甲斐河野通頼)の社職相続の嘆願。	縦帳			
B17-6	(覚書)	文化11年戌	1814	3月	15日	河野遠江頭(通次)		二甲斐河野齋(通頼)の社職相続について、皆田宅にて口頭で了承を得る。その覚書。	縦帳			
B17-7	奉願口上之覚	文化10年酉	1813	6月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎、小南甚三郎	河野遠江頭の後見を退き、以後は主に遠江頭、重要な神事は安芸頭へ申しつけるよう願う。	縦帳			署名は「河野遠江頭」だが、内容から河野若狭進(通秀)のものと思われる。
B17-8	口上之覚	文化10年酉	1813	12月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎、小南甚三郎	河野安芸頭(通房)急病により、当月五日死去。安芸頭は遠江頭の叔父にあたるため、忌中社役は下社人の今村和泉に任せる旨を伝える。	縦帳			

B17-9	口上覚	成	1814	3月	河野遠江頭(通次)	奉行名当書	当月五日、忌明けのため社役に復職することを報告。	縦				
B17-10	(控)	成	1814	4月			遠江頭出福の際に請取の銀について	縦				
B18	中津宮記録						中津宮本社、末社の書き出し。表題にはないが沖津宮の本社、末社と神具の奉納記録、由緒を取録。	縦	26.4×18.6	10	別紙表紙「中津宮」	
B19	沖津宮社記						沖津宮由来、御島古跡、御供、沖津宮本社末社社号并開敷書差上供目録写、沖津宮御祭礼月の項目別に記録。	縦	25.0×17.5	15	表紙「沖津宮社記/沖津宮大宮司」、一部書状の裏紙を使用。	
B20	奉幣例調書(右例取調書)						奉幣祭典再興のための調書。	縦	25.4×16.3	3		
B21	神祇官御布告誌							書紙綴	25.0×17.4	19	「伊藤所蔵/本書ヲ写之越智所蔵」とあり。	
B21-1	神祇官御布告誌控						全国の官幣大社名、規則等の控え。	書紙綴		18		
B21-2	官幣国幣社新嘗祭式						官幣国幣社新嘗祭についての諸事控え。	書紙綴		3		
B22	沖津宮仮遷座祭事務分担表・調度品調書・祭典所役表				河野			縦	24.0×16.7	5.5	印刷物に見える。	
B22-1	沖津宮仮遷座祭分担表						沖津宮仮遷座祭の分担表。各係と仕事内容、担当者名の記録。	縦		1		
B22-2	沖津宮仮遷座祭調度品調書						沖津宮仮遷座祭の調度品調書。神饌品、祭具、関係者への記念品等祭典に関する用品の記録。	縦		1		
B22-3	沖津宮仮遷座祭日程表						沖津宮仮遷座祭日程表。十月二十五日、二十六日の時間割を細かく記す。	縦		1		
B22-4	御仮遷座祭式次第						沖津宮仮遷座祭の祭式次第。	縦		1		
B22-5	祭典所役(表)						斎主など担当者名の記録。	縦		0.5		
B23	中津宮御寄附米内譯書同神職姓名秩祿簿同神饌色目盛立器機寸尺之図面				河野通徳			綴	27.5×20.0	18		
B23-1	中津宮御寄附米内訳書	(明治3年)庚午	1870	10月	何日	神官 河野通徳	用度司	中津宮寄付米についての報告書。	綴		2	
B23-2	中津宮御寄附米并神職姓名秩祿簿	明治3年庚午	1870	10月		神官 河野通徳	用度司	中津宮寄付米の記録と、神職姓名、下社人、巫女等の状況についての報告書。	綴		3	
B23-3	神饌色目盛立器機寸尺之図面	(明治3年)庚午	1870	10月		神官 河野通徳	用度司	大晦日、元日、節句等の神饌についての図面。	綴		13	
B24	文化十三子年諸記録	文化13子年	1816			一甲斐		縦	24.4×18.0	37	表紙に「本帳こうつし済一甲斐」とあり、途中以降頁が破損、後欠。	
B24-1	(記録)						文化十二年二月から同十四年秋までの沖嶋関連の修繕・普請についての箇条書き。	縦				
B24-2	口上覚	文化14年	1817	10月	河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞	御詠歌、石灯籠、白木御号の奉納について、圍にて白木御号の奉納が決まる。	縦			B24-10本文によれば黒田齋清は文化15年4月に中津宮・沖津宮の両社へ御号を納めている。	
B24-3	口上覚	文化15年	1818	正月	河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞	白木御号の掛場所を沖津宮御内陣として、寸法を測り圍にて場所を決めるため来月渡海する旨を報告。	縦				
B24-4	口上覚	文化15年	1818	2月	河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞	沖ノ島へ渡海し、白木御号の掛場所を改める。圍にて御内陣正面にすると決まる。御内陣正面の寸法は鯨尺七尺。	縦				
B24-5	四月三日小南基三郎殿より急直飛札に候右之通り申来			4月	2日	小南基三郎	河野遠江頭(通次)	大島中津宮への御号奉納につき、神前左右のどちらかに掛ける予定を勝手に正面と変更したことについて尋ねる。	縦			
B24-6	(返書案文)			4月	3日	河野遠江頭(通次)	(小南基三郎)	B24-5への返答。予定は承知しており、委細は口上書にて報告する旨。	縦			
B24-7	口上覚			4月	3日	河野遠江頭(通次)	「奉行衆三人の各当て」(井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞)	大島中津宮への御号奉納について、御号の掛け場所を変更した理由を述べる。当初予定の場所は狭く、正面なら一丈七尺で適していると判断した旨。	縦			
B24-8	奉願口上之覚	文化15年子	1818	3月	河野齋(通類)	寺社御役所	宗像郡田嶋村が担うべき大島中津宮への御社料を滞納している旨を訴える。	縦				
B24-9	(控)	文化15年	1818	1月	(河野遠江頭・通次)		松平越前守ご依頼の沖津宮御供十五包を役所へ差し出した旨と、その上書の控。	縦				
B24-10	覚						黒田齋清による沖津宮、中津宮への白木御号奉納の経緯と、奉納品の目録覚。	縦				
B24-11	請取申事			4月		河野遠江頭(通次)	寺社御役所	松平越前守からの初穂の受取書。	縦			
B24-12	口上之覚			6月	13日	河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎	白木御号について、当月朔日に沖嶋に渡海し、同八日祭礼を済ませ神前正面に懸けた旨を報告。	縦			
B24-13	(添状)			6月	13日	河野遠江頭(通次)	「両奉行名当」	B24-12の添状。白木御号奉納の完了を報告。	縦			
B24-14	口上之覚			10月		河野遠江頭(通次)	「三奉行衆当」	十月分御供の延着について、経緯等の報告。	縦			
B24-15	口上之覚			閏8月		河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎	神明宮へ勤仕につき、河野遠江頭か、遠江頭の都合がつかない時は下社人が勤めるとの報告。	縦			
B24-16	口上之覚			閏8月		河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎	毎月の神明宮での祈禱につき、出福の間の人足と馬の用意を願い出る。	縦			
B24-17	口上之覚	卯		2月		河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞	御前様御奉納の神饌について、寸法は六寸が良いと聞きまわったことを報告する。	縦			
B24-18	口上之覚			11月		深田遠江頭	井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞	河野齋が田嶋村の中津宮への寄附米が近年納められていないことを訴え出した件に関する返答。	縦			
B24-19	奉願口上之覚					深田遠江頭(江頭)		宗像三宮に勤仕する社家の由緒を書き、黒田光之の判物や配当目録等を添えて、河野齋家の社領高三石を頂戴すべきことを訴える。	縦		末尾以下頁破損	
B25	宗像家系図写							第一清氏から七十九代氏貞までの系図の写し。	縦	26.1×18.5	6	破損激しく一部欠落。
B26	神饌献儀に関する記録	庚午(明治3年)	1870	10月				綴	27.8×19.8	26	一部に上下逆の頁や白紙の頁あり。	

B26-1	沖津宮下行米内訳書							沖津島四月十一日大祭に関し、下行米の内分を報告する。	綴		6
B26-2	大祭献備之品々図							沖津島四月十一日大祭の神饌の図面。	綴		6
B26-3	神饌色目盛立并器械之図面大略							正月や節句の神饌の盛付けの図面。	綴		14
B27	沖津宮御事略	享保14年	1729	5月		貝原常春		沖津宮(奥津宮)事略。	縦帳	26.9×19.6	24「社室」
B28	宗像三前大神御鎮座記	(慶應4年)	1868					『古事記』『筑前国続風土記』『宗像三社縁起』『沖津宮御事略』(B27)等、古代から近世までの文献から宗像三神についての項目を引用しまとめた記録。	縦帳	27.3×19.7	21 本文頭注に引用史料の年代と「慶應4年」までの隔たりを記す。慶應4年に書かれたものか。
B29	掟書	明治3年	1870		12日	河野通信		沖ノ島に関する掟書。	縦帳	25.0×18.2	13
B30	伺書								綴	27.3×19.3	15
B30-1	〔書紙綴〕								書紙綴		7
B30-1-1	奉伺書							宗像神社に関する諸事の伺い書。	書紙綴		
B30-1-2	祭典式之中							神事、祭典に関する諸事の書書。	書紙綴		
B30-2	仮名中津宮書上							大嶋中津宮に関して、由緒や末社、奉納品等を記録する。	縦帳		8
B31	御寄付書上帳	文化5年辰	1808	8月		河野遠江頭			縦帳	27.6×20.7	7
B31-1	御寄付書上帳	文化5年辰	1808	8月		河野遠江頭		沖津宮社領六拾六石六斗五升五合の内訳、祈禱料等の銀子、米の寄附を記す。	縦帳		4 「河野遠江頭」の署名の横に「年若二付河野若狭進代判」、黒印あり。
B31-2	御寄付書上	文化5年辰	1808	8月		河野安芸頭、河野遠江頭	高屋久右衛門、皆田藤七郎	大嶋中津宮、大嶋御嶽宮への米、銀子の寄附を報告する。	縦帳		3 「河野遠江頭」の署名の横に「年若二付河野若狭進代判」、黒印あり。
B32	沖津宮狛犬寄附帳	嘉永2年酉	1849	5月		発起大島御加子代半次郎、同浦庄屋重平、世話人	河野信濃頭(ただし×で消す)	大嶋加子代半次郎、同浦庄屋重平など、沖津宮への狛犬寄附を志し、その費用のため寄附を願う。	縦帳	24.5×17.9	10 佐藤市五郎氏のメモ書つき
B33	大嶋宮御宝著御神具帳							福岡藩歴代藩主(忠之、綱政)からの中津宮への神具等の奉納品の記録。天明六年午八月の目録の写。末尾に役所から河野遠江頭宛の書状の一部が写される。	縦帳	24.6×16.5	7 表紙「大嶋宮御宝著御神具帳ノ大宮司手元控」
B34	明治九年調査ノ分 筑前国宗像郡村々社寺境内外反別区分調帳 絵図面共大島村	明治9年	1876					明治九年の荒船神社、巖島神社、貴布祢神社、御岳神社の社地調査表。図面有り。	綴	24.9×16.6	5 表紙「中津宮保存(重要)社地調査表(荒船宮・木船宮・御嶽宮)大島村」
B35	河野清磨遺伝								書紙綴	27.4×20.1	65
B35-1	社掌人名届(控)	明治29年	1896	12月	15日	河野幸作、船越時治郎、中村清三	福岡県知事男爵岩村高俊	宗像郡大島村の各神社を挙げ、神社社掌について本村須賀神社社掌河野清磨の兼務の認可を求める。	書紙綴		4
B35-2	社掌設置人数認可願	明治29年	1896	12月	15日	河野幸作、船越時治郎、中村清三	福岡県知事男爵岩村高俊	宗像郡大島村の各神社を挙げ、神社社掌について信徒窓代の協議の結果須賀神社社掌河野清磨に兼務を以て来することになったので、その認可を求める。	書紙綴		2
B35-3	河野清丸遺書祝詞集	大正12年	1923	12月				各祭礼の祝詞の記録。	書紙綴		27
B35-4	改籍願(控書)	明治16年	1883	9月	21日	河野清丸	福岡県令岸良俊介	河野清丸、平民から士族への改籍を願い出る。	書紙綴		2
B35-5	改籍願草案	明治16年	1883	9月		河野清丸	福岡県令岸良俊介	前項(「改籍願」)の草案。	書紙綴		2
B35-6	尊属之親実家え復籍願					河野清丸、河野清津、越智正人、河野通夫、毛利猪三郎		河野清丸等、継母ますの実家への復籍を願い出る。	書紙綴		2
B35-7	(神官等戸籍)							宗像郡大島浦の沖津島宗像社神官河野通信親族、博多大清新丁の沖津島宗像社下官今村重成親族、福岡奥町武内の沖津島宗像社下官永田儀行一族の年齢、氏神等の情報を記す。	書紙綴		18
B35-8	宗像神社祭典年中行事稿							月ごとに宗像神社で行う祭典、その神饌等を書き記す。	書紙綴		8
B36	諸記録								綴	25.2×19.1	8 外題「三十六号 雑録」
B36-1	相对勸化(表粕屋)					河野伊豆守(通信)		表粕屋での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-2	相对勸化(表粕屋)					河野伊豆守(通信)		表粕屋での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-3	相对勸化(宗像)					河野伊豆守(通信)		宗像郡での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-4	相对勸化(遠賀)					河野伊豆守(通信)		遠賀郡での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-5	相对勸化(嘉麻)					河野伊豆守(通信)		嘉麻郡での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-6	相对勸化(穂波)					河野伊豆守(通信)		穂波郡での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-7	(断簡)							藩知事からの社領現米高や、社中の職名、古来よりの官位、家系(後欠)についての諸記録。	断簡		1 一枚紙。B5-11(党書)と項目名は同じだが書かれた内容は異なる。
B36-8	瀛津宮下行米内訳書							朝廷や藩知事からの祈禱の依頼に応じて増減する下行米等の員数を書き記す。	断簡		1 一枚紙。途中で写しをやめている。
B37	中津宮御鎮座御神号之事 撰社御岳宮御鎮座御神号之事ノ末社之御社号并御合殿御神号之事ノ外二邑中造堂之小社神社号之事并右宮社尺寸之事								綴	24.5×18.2	19
B37-1	中津宮御鎮座御神号之事 撰社御岳宮御鎮座御神号之事ノ末社之御社号并御合殿御神号之事ノ外二邑中造堂之小社神社号之事并右宮社尺寸之事							中津宮、同撰社、同末社の社号や祭神、社殿の寸法等を記す。	縦帳		15
B37-2	記							大島村内の各神社社殿、遙拝所等の寸法、堂縁の有無を記す。	書紙綴		4
B38	葬祭に関する記録								綴	28.0×20.8	58
B38-1	葬祭略式					正二位大教正近衛忠房・従五位大教正千家尊福(「致定」)		葬儀に関する記録。絵図あり。	縦帳		19
B38-2	庶人葬儀式	明治7年戊	1874	11月		二甲斐越智		葬儀に関する記録の写。絵図あり。	縦帳		13 「二ノ甲斐」「越智蔵書」の朱印あり。

B38-3	(記録)								服薬についての記録。	縦帳			19	頁破損有り。後欠カ。
B38-4	大宮司系図	元禄8年乙亥	1695	2月	21日				「三十 中納言氏実」から「中納言氏貞」までの系図。	縦帳			7	前欠カ。
B39	天保十亥年二月兩粕屋宗像三郡より頼二依而二夜三日之間於遷拜所五穀成就天氣繞宜妻作為豊熟御祈禱致執行其後為寸志一七日之間致執行候一件覚書	天保10亥年	1839	2月		遠江守藤原通次(河野通次)				縦帳	25.6×18.2		18	
B39-1	覚	(天保10年)	1839						天保十年二月十一日から十三日までの祈禱について、兩粕屋郡、宗像三郡からの依頼により執り行うこと。またその費用と、各村庄屋等関係役人の名前の覚え書き。	縦帳				
B39-2	書状	(天保10年)	1839	2月	28日	河野遠江守(通次)	頭山伝		祈禱中神聞をうかがい、結果が思わしくなかったためさらに遷拜所にて七日間の祈禱を行う。祈禱の供物、配布の札守等の数量を記した覚を添えて報告する。	縦帳				
B39-3	書状	(天保10年)	1839	3月	9日	神屋宅左衛門、山田新三郎、頭山伝、村上弥左衛門、平野茂平	河野遠江守(通次)		B39-2への返書。祈禱の執行と追加の祈禱への礼状と、改めて金千五百疋を神納すること。	縦帳				
B39-4	書状	(天保10年)	1839	3月	25日	河野遠江守(通次)	平野茂平、村上弥左衛門、頭山傳、山田新三郎、神屋七左衛門		B39-3への返書。追加の祈禱は当初予定になく、社の判断で行ったため、金千五百疋の初穂の請け取りを辞退。	縦帳				
B39-5	書状	(天保10年)	1839	4月	19日	頭山傳	河野遠江守(通次)		妻作が順調だったのは祈禱の利益であるとして、改めて初穂金子千五百の神納を願い出る。	縦帳				
B39-6	書状	(天保10年)	1839	5月	9日	河野遠江守(通次)	頭山傳		B39-5への返書。金子千五百疋は返却せず、神納すると返答。	縦帳				
B40	明治二年諸御用日記	明治2年己巳	1869	正月	吉日	一開通信(河野通信)			明治二年の社務記録。	縦帳	24.4×18.2		20	表紙「明治二年己巳正月吉日／諸御用日記／一開通信誌」。
B41	明治三年諸御用日記	明治3年	1870	正月		斎殿主人(河野通信)			明治三年の社務記録。	縦帳	25.2×18.2		39	表紙「明治三年諸御用日記／庚午正月改斎殿主人」、裏表紙「■■■■／■■処 江上澄」
B42	出崎御届									罫紙綴	24.6×16.7		13	
B42-1	出崎御届	明治7年	1874	9月	30日	宗像神社権宮司兼権大講義 江上澄	福岡県参事山根秀介		当社主典兼少講義今村積海の長崎出張費についての届け出。	罫紙綴			1	
B42-2	(書状)	明治7年	1874	8月	24日	牧聞神社宮司兼大講義 井上祐文、他3名	三瀬県筑後国高良神社、福岡県筑前国香権宮、宗像神社、大宰府神社 正権宮司		宣教のため各社有志に長崎への出張を呼び掛ける。	罫紙綴			4	
B42-3	今般於崎陽表五大学区官国幣社神官中會議條目	明治7年	1874	10月		宇佐神宮大宮司兼権少教正到津公館代理少宮司兼大講義 杉岡真蔭、他19名			長崎での会合により会議所条約の次第を決定する。	罫紙綴			4	「宗像神社権宮司兼権大講義江上澄代理主典兼少講義 今村積海」の署名あり。
B42-4	會議所ノ方法概略								會議所運営についての取り決め、事務章程。	罫紙綴			2.5	
B42-5	出崎旅費日当各社ノ適宜と雖も預かり合儀計等ノ条目								長崎出張費用についての細則。	罫紙綴			1.5	
B43	慶応四年諸御用日記	慶應4年	1868	正月	吉日	斎殿通信(河野通信)			慶応四年の御用日記。	縦帳	25.3×18.4		29	
B44	祝詞集								祝詞文案を集めたもの。	綴	25.6×16.8		12	
B44-1	寸誌止雨祝詞					縣林大宮司内人／少輔繁三郎大三輪姓尾形義冽			祝詞。	綴			4	
B44-2	(祝詞)								祝詞。	罫紙綴			1	
B44-3	初宮諸祝詞								祝詞。	罫紙綴			2	
B44-4	(祝詞)	明治17年	1884						明治十七年末の大祭に関する祝詞。	断簡			1	断簡か。一頁。
B44-5	(祝詞)								「御大祭奉仕」に関する。文中に権宮司江藤澄隆の名前が見える。	罫紙綴			3	
B44-6	毎月十五日祭祝詞								中津宮に関する。後欠。	断簡			1	